

# ぎふ環境保全

VOL.69 発行 平成19年1月15日

◆行政ニュース

◎岐阜県埋立て等の規制に関する条例の概要

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

◎廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの  
取扱いについて(通知)

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



あいさつ	年頭にあたって	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 中本 貞実 … 2
		役員一同 … 3
		岐阜県環境生活部長 横井 篤 … 4
		岐阜市環境事業部長 宇野 邦朗 … 5

行政ニュース	岐阜県埋立て等の規制に関する条例の概要	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 6
		廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの 取扱いについて(通知)

地域振興局だより	「岐阜県優良建設廃棄物選別資源化センター」認定 (第1号)について	岐阜県飛騨振興局環境課 … 15
----------	--------------------------------------	------------------

シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策	高山市長 土野 守 … 17
------	-----------------	----------------

トピックス	社団法人全国産業廃棄物連合会に要望書を提出	(社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会 … 18
-------	-----------------------	---------------------------

協会だより	(社)岐阜県産業環境保全協会	
	後藤利夫氏(当協会副理事長)環境大臣表彰受賞 ……	20
	理事会の開催 ……	20
	古田・県廃棄物対策課長の講話 ……	20
	委員会の開催 ……	20
	新委員会の紹介 ……	21
	「産業廃棄物処理施設の視察」の実施 ……	21
	「産業廃棄物関係法令等研修会」の開催 ……	21
	(社)全国産業廃棄物連合会	
	産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催(第5回) ……	21
(社)三重県産業廃棄物協会設立15周年記念大会の開催 ……	22	
適正処理委員会が巡回指導・パトロールを実施 ……	22	
産業廃棄物処理関係講習会の開催結果 ……	23	
お知らせ	新規加入会員の紹介 ……	24
	岐阜県の人事異動(関係分) ……	24
	協会への入会のおすすめ ……	25
編集後記	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入方法 ……	26
	……	28

題 字 ……	(社)岐阜県産業環境保全協会 理事長 中本 貞実
表紙写真 「春を待つ屋形船」(美濃加茂市内) ……	フォト飛水 秋松 哲



## 年頭に当たって

理事長 中 本 貞 実

明けましておめでとうございます。

平成19年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年は、財団法人地球環境村ぎふの解散に伴い、寄附金として受け入れた約2億1千5百万円を原資に「産業廃棄物対策基金」を設置するとともに、9年ぶりに定款変更を行う等、当協会にとっても節目となる年でした。

県においても、政策総点検の結果を受けて、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備等について検討するため、「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」が昨年6月に設置され、これまでに3回開催されております。当協会としても、検討委員会の今後の推移が注目されるところです。

さて、環境の世紀といわれる21世紀に入り、循環型社会の形成が社会的テーマとなり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進が強調されるようになりました。特に、循環型社会形成推進基本法が制定されて以降、リサイクル等の関係制度が急速に整備される一方、循環型社会に対応した廃棄物処理体制の整備が大きな課題となっておりま

した。循環型社会は、産業廃棄物の適正処理があってこそ実現するものであるといえます。確かに3Rへの積極的な取り組みにより産業廃棄物の再資源化が進み、最終処分量も全国的に減少しました。

しかしながら、最終処分場等の産廃処理施設の必要性は県下においても依然変わらない状況であり、当協会としても、県当局と協調して処理施設の確保に努め、不法投棄の根絶を期していかなばならないと考えます。

昨年も県内においては不法投棄があとを絶たず、硫酸ピッチやフェロシルトの問題がありました。岐阜市椿洞の大規模不法投棄現場の処理もこれからです。こうした一部の悪質な業者の行為によって、産廃処理業界全体のイメージが損なわれることは、本当に残念な限りです。

このような状況のもとで、国においては、数次にわたる廃棄物処理法の改正により規制を強化する一方で、優良な処理業者を育成する観点から「優良性評価制度」の整備が図られ、県においても、平成17年10月からこの制度が導入されているところです。

また、最近の産業廃棄物処理業界を取り巻く課題は、「電子マニフェストの普及促進」です。環境省では全国産業廃棄物連合会等と連携して、普及促進に本腰を入れた取り組みが開始されております。当協会も今年度、電子マニフェストモデル事業に取り組んでいますが、これからは、電子マニフェストの本格導入も会員各位に真剣に考えていただく必要があると思われま

す。本年も会員の皆様をはじめ関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

頌 春



年頭に当たり平素のご支援、ご協力を深く感謝申し上げます  
とともに本年もよろしくお願いいたします

平成十九年元旦

理事長 中本貞実  
副理事長 清水道雄  
" 後藤利夫  
専務理事 種田昌史  
理事 浅野義文  
" 白井清三  
" 加藤光貞  
" 粥川長司  
" 木村虎男  
" 國本吉男  
" 清水利康  
" 鈴木孝郎  
" 鈴木兼利

理事 高井信夫  
" 竹中靖  
" 丁明夫  
" 丹羽武  
" 野々村清  
" 野村清晴  
" 松田康利  
" 三島誠  
" 水谷重雄  
" 山口繁  
" 山田範明  
監事 大村辰男  
" 佐藤敏一

## 新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長

横 井 篤

新年あけましておめでとうございます。

昨年11月の人事異動で、岐阜県環境生活部長を拝命いたしました横井でございます。平成19年の新春を迎え、一言御挨拶申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、保全協会報の発行、各種講習会の開催、会員への情報提供など積極的な活動を展開され、改めて感謝と敬意を表するところであります。

さて、21世紀は、環境の時代と言われており、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済優先型社会から脱却し、生産から廃棄に至るまでリサイクルの徹底を図り、環境にやさしい循環型社会への転換が求められております。

本県におきましても、廃棄物の減量（reduce）、廃棄物の再利用（reuse）、廃棄物の再資源化（recycle）の「3 R対策」を基本として、かけがえのない「飛山濃水」の美しい自然を守るため、循環型社会の構築への取組みを推進しております。

産業廃棄物処理に関しましては、産業廃棄物処理施設の整備に県が積極的に関与することとし、岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会を設置し、その在り方等について、学識経験者、処理業関係団体、排出事業者、環境関連NPO、市長会長、町村会長といった多くの方々によって御検討をいただいております。

産業廃棄物の不法投棄に関しましては、産業廃棄物（汚泥）をリサイクル製品と称し、不法に投棄したフェロシルト事案を始め、硫酸ピッチの不法投棄など、依然として跡を絶たず、県民の産業廃棄物処理に対する不安感、不信感を募らせています。

県では、産業廃棄物の不適正処理事案に対しては、早期発見、早期措置を基本に厳正厳格に対応しており、平成17年度は、1件の刑事告発に加え、改善命令1件、措置命令2件、許可取消11件、事業停止2件、計16件の行政処分を行い、今年度も既に措置命令1件、許可取消2件、事業停止1件の合わせて4件の行政処分を行っております。

また、不法投棄が疑われる場合には、職員に加え、警察官OBである廃棄物監視指導専門職や民間警備員を集中配置するとともに、監視カメラ等を有効に活用して24時間体制で監視を行ったり、立入検査では掘削調査を積極的に実施したりするなど、迅速、透明、かつ厳格な姿勢で、不適正行為の早期発見或いは未然防止に努めております。

さらに、土砂等と偽って行われる廃棄物の不法投棄を抑制し、土壌汚染や災害発生を未然に防止するための「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を制定する等、新たな取組みも行っております。

排出事業者や処理業者の皆様自らが産業廃棄物の適正処理に努められることが、不適正処理の防止や産業廃棄物処理に関する信頼性の向上につながるものでありますので、今後も皆様の一層の御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々の御発展と、今年一年が会員の皆様にとって、よい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

## 年頭のごあいさつ

岐阜市環境事業部長

宇野 邦 朗

新年あけましておめでとうございます。

平成19年の新春を迎え、一言御挨拶申し上げます。

旧年中は、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、廃棄物行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、21世紀は「環境の世紀」と言われておりますが、本市では、環境の保全及び創出について基本理念、基本原則を定め、市、事業者、環境NPO法人及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定め、これに基く施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「岐阜市環境基本条例」を制定し本年1月1日から施行しました。

また、本市の大きな課題であります善商による産業廃棄物不法投棄事案につきましては、昨年決定した基本方針に基き、不法行為者による撤去の推進のため善商並びに違法性が確認された排出事業者に対しても措置命令を発出しました。

これまで積極的に採用してきた自主撤去は、約10万㎡の申し出があり、現在約7万㎡が撤去されました。排出事業者の責任において廃棄物を少しでも減らすため、引き続き協力要請を行ってまいります。今後も市民の安全と安心を確保しつつ、本事案の早期解決に向けて努力してまいります。

この善商事案を教訓にして産業廃棄物の不法投棄を未然に防止し、不適正処理を早期に発見するため、「事業所への頻繁な立入り」「早期発見」「早期措置」をスローガンに監視・パトロールを強化しました。昨年は延べ3,000箇所ほどの排出事業所、処理業者等への立入り等を行い、その結果を、新たに導入した産業廃棄物情報システムで管理し、情報の保存・共有を図るとともに、その後の監視指導に生かしております。

また、一部の心無い事業者が不適正処理を行い、負の遺産として放置された廃棄物の処理につきましても粘り強く関係者と協議を重ね改善に努めております。

産業廃棄物の不法投棄は今なお各地で発生しております。「産業廃棄物」の悪しきイメージを払拭し、適正処理を推進するためには排出事業者、処理業者及び行政が連携しそれぞれの責任を果たすことが大変重要なことと考えております。

このような中で、産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の皆様により構成されます貴協会の果たす役割はますます重要となっております。

今後とも皆様方の一層の御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の今後益々の御発展と会員各位の御健勝と御活躍をお祈りいたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

## 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の概要

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

公布日：平成18年10月12日

施行日：平成19年4月1日

### 1 条例制定の背景

平成13年11月頃から平成18年1月頃にかけて、県内13箇所の埋立て等に約7万トンのフェロシルトが使用され、土壤安全基準を超える「六価クロム」や「ふっ素」が検出され、県民の生活環境に不安を与え、大きな社会問題となりました。

また、岐阜県の所管区域内における産業廃棄物の不適正処理事案の中には、土砂等の埋立て等を装った事案があります。こうした事案は大規模化、巧妙化する傾向にあり、無秩序な埋立て等により周辺住民に土壤汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えています。

こういった実情に鑑み、埋立て等による土壤汚染や災害発生を防止するため、廃棄物に該当するか否かを問わず、埋立てそのものについて新たな規制を設けるものです。

### 2 条例の目的

土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とします。 ※ 埋立て等を禁止する趣旨ではありません。

### 3 定義

この条例における用語の意義は次のとおりとします。

(1) 埋立て等

土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積をいう。

(2) 土砂等

埋立て等に供される一切の物をいう。

(3) 特定事業（3千平方メートル以上の埋立て等をいいます。埋立て等を行う際は許可が必要です。）

埋立て等を行う区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所において採取又は製造が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が3千平方メートル以上であるもの。

### 4 責務

事業者、土地所有者等、県の責務を次のように定めます。

- (1) 事業者の責務
  - ① 埋立て等による土壌汚染及び災害発生を防止する。
  - ② 土壌汚染のおそれのある土砂等を運搬しない。
  - ③ 県及び市町村が実施する施策へ協力する。
- (2) 土地所有者等の責務
  - ① 土壌汚染及び災害発生のおそれのある埋立て等を行う者に、土地を使用させない。
  - ② 不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、県へ通報等する。
  - ③ 県及び市町村が実施する施策へ協力する。
- (3) 県の責務
  - ① 埋立て等による土壌汚染及び災害発生の防止に関する施策を推進する。
  - ② 市町村と連携して監視体制の整備に努める。
  - ③ 市町村への助言等。

## 5 土砂等の安全基準

- (1) 土砂等の環境基準 ⇨ 全ての埋立て等について適用される基準です。  
埋立て等に使用される土砂等の環境基準を定めます。  
環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準に準じて基準値を定めています。
- (2) 特定事業の構造基準 ⇨ 特定事業についてのみ適用される基準です。  
特定事業の完了時における特定事業区域の構造は、宅地造成等規制法第9条第1項に準じて、地すべりが生じないような措置、盛土の高さ・のり面の勾配等の基準を定めています。

## 6 不適正な埋立て等の禁止等 ⇨ 全ての埋立て等について適用される基準です。

埋立て等の規模にかかわらず、次のような規制を設けます。

- (1) 環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止します。
- (2) 知事は、次のような場合に、土砂等の埋立て等を行っている者等に対し、措置命令を発出できることとします。
  - ① 環境基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるとき  
→ 埋立て等の停止、現状保全のため必要な措置
  - ② 環境基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したとき  
→ 土砂等の撤去、汚染防止のため必要な措置
- (3) 埋立て等を行う者は、当該埋立て等に供された土砂等が崩落等しないよう必要な措置を講じなければならないこととします。

## 7 特定事業の規制

- (1) 許可制  
3千平方メートル以上の土砂等による埋立て等を許可制とします。  
※ 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う埋立て等（公共事業）については、許可は不要とします。

※ 埋立て等の施行管理が一連の行為と考えられる場合は、公共事業と考えます。

### (2) 許可申請

特定事業の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書に必要な書類及び図面を添付して知事に提出しなければならないこととします。

氏名、名称、住所、位置、面積、事務所、現場管理責任者、期間、土砂等の量、施行中の災害防止措置、完了後の構造、土砂等の搬入計画（採取予定場所、量）等

### (3) 変更の許可申請

特定事業の許可を受けた者で、特定事業の位置、面積、施行期間、完了後の構造などの変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならないこととします。

### (4) 許可基準

知事は、特定事業の許可申請が次の事項に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないこととします。

- ① 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのないこと
- ② 特定事業の施行を適切に管理する必要な体制が整えられていること
- ③ 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないものであること。
- ④ 土砂等の崩落等による災害の発生防止措置（施行中、事業完了後）

### (5) 特定事業の許可を受けた者の義務等

特定事業の許可を受けた者には、次の義務を課することとします。

これは、大規模な土砂等の埋立て等による土壌汚染や災害発生を未然に防止するため、特定事業の着手から完了までの間を通じ、事業者の主体的な施行管理と、行政と周辺住民による監視を確保するためです。

#### ① 着手、完了等の届出

特定事業の着手・完了・廃止・休止にあたっては、知事に届け出なければならないこととします。

#### ② 土砂等の搬入の届出

土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の採取場所ごと、かつ5千立法メートルごとに、次の書面を添付して知事に届け出なければならないこととします。

##### (ア) 土砂等採取元証明書

（土砂等の採取場所を証する書面）

##### (イ) 検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書

※ 説明会では、土壌検査証明書と呼んでいたものです。

（土砂等が環境基準に適合していることを証する書面）

※ただし、搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していたものを含む場合に限り、当該証明書の提出を要することとします。

※ 搬入しようとする土砂等に、例えば埋戻材や改良土などを含む場合は地質分析結果証明書の添付が必要です。自然に存在する山土などの場合は、当該証明書の添付は不要です。

#### ③ 環境基準に適合しない土砂等の報告

特定事業の区域において、環境基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、知事にその旨を報告しなければならないこととします。

- ④ 帳簿への記載  
土砂等の数量等を帳簿（施行管理台帳）に記載しておかなければならないこととします。
- ⑤ 関係書類等の閲覧及び保存  
特定事業の施行を管理する事務所において、特定事業が施行されている間、次の書類等を公衆の閲覧に供するとともに、5年間保存しなければならないこととします。
  - (ア) 特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し
  - (イ) 上記④の帳簿（施行管理台帳）
- ⑥ 標識の掲示等
  - (ア) 公衆の見やすい場所に、特定事業が施行されている間、氏名又は名称、現場管理責任者の氏名等を記載した標識を掲げなければならないこととします。
  - (イ) 特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならないこととします。
- ⑦ 完了時及び廃止時の土壌検査結果の報告  
埋立て等を完了又は廃止した場合において、搬入した土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していたものを含むときは、特定事業区域内の土壌検査を行い、その結果を知事に報告しなければならないこととします。
- (6) 措置命令
  - ① 知事は、特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、特定事業を停止し、又は特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとします。
  - ② 許可を受けないで特定事業を行った者に対し、特定事業に供された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとします。
  - ③ 措置命令は、特定事業を完了した者や特定事業の許可の取消しを受けた者に対しても発出することができることとします。
- (7) 地位の承継
  - ① 特定事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後在続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定事業を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継することとします。
  - ② 地位の承継を受けた者は、その旨を知事に届け出なければならないこととします。
- (8) 許可の取消し等  
知事は、特定事業の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができることとします。
  - ① 措置命令に違反したとき。
  - ② 不正の手段により特定事業の許可を受けたとき。
  - ③ 7(4)①に該当しないとき。
  - ④ 変更の許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
  - ⑤ 土砂等の着手・搬入の届出、環境基準に適合しない土砂等の報告、帳簿への記載、関係書類の閲覧、標識の掲示等、完了時の土壌検査の報告の規定に違反したとき。等

## 8 雑 則

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次のような措置を講ずることができることとします。
  - ① 報告の徴収  
埋立て等を行う者に対し、埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めること。
  - ② 立入検査等  
埋立て等を行う者の事務所等へ立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問し、検査の用に供する土砂等を無償収去すること。
- (2) 特定事業の許可を受けようとする者は、岐阜県手数料徴収条例の定めるところにより手数料を納めることとします。
- (3) この条例は、市町村がその地域の自然的社会的諸条件に応じて、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、条例で必要な規制を定めることを妨げません。

## 9 罰 則

- (1) 埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供された場合における撤去命令違反や、許可を得ないで特定事業を行う違反等は極めて悪質といえ、罰則をもって臨むことについては、生活環境の保全、生活の安全の確保に対する今日の県民意識の高まりに即し、理解が得られるものと考えられます。
- (2) このため、土壌の安全性について本条例と同一の水準を確保しようとする「土壌汚染対策法」の罰則を基準とし、土壌汚染防止に関連する他法（水質汚濁防止法・大気汚染防止法・廃棄物処理法）、他県の類似条例、本県その他条例の罰則との均衡等を考慮し、本条例の罰則を次のように定めることとします。
- (3) 罰則の概要
  - ① 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
    - ア 措置命令（上記6(2)、7(6)）違反
    - イ 無許可埋立て等
  - ② 50万円以下の罰金
    - ア 土砂等の搬入の届出義務（上記7(5)②）違反
    - イ 完了時等の土壌検査結果の届出義務（上記7(5)⑦）違反
    - ウ 環境基準に適合しない土砂等の報告義務（上記7(5)③）違反
  - ③ 30万円以下の罰金
    - ア 届出義務（上記7(5)①、7(7)②）違反
    - イ 関係書類等の保存義務（上記7(5)⑤）違反
    - ウ 報告の義務（上記8(1)①）違反
    - エ 立入検査（上記8(1)②）忌避等



(注) …「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」は、平成18年11月に当協会より会員の皆様に頒布した「最新版よくわかる廃棄物処理法のポイント」(平成18年10月発行)に収めております。ご利用下さい。  
社岐阜県産業環境保全協会

(参考1) 条例の規制内容

民間事業 3千㎡以上（許可必要）	民間事業 3千㎡未満 （許可不要）	公共事業 （許可不要）
<b>一般規制（土砂等の安全基準等）</b>		
<p>① 土砂等の環境基準 環境基本法第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準に準じて土砂等の環境基準を定め、適合しない土砂等による埋立てを禁止。</p>		
<p>② 監視対策</p>		
<p>報告徴収、立入検査</p>		
<p>③ 土壌汚染防止・回復対策</p>		
<p>措置命令（保全、停止、撤去）</p>		
<p>④ 災害発生防止対策</p>		
<p>措置命令</p>	<p>指導</p>	
<b>個別規制（特定事業の許可制）</b>		
<p>1 土砂等の搬入前 届出（採取等の場所毎、かつ5千㎡毎）</p>		<p>※市町村条例による規制があり得る</p>
<p>○製造物含む ・採取元証明書 ・土壌検査結果</p>	<p>○製造物含まず ・採取元証明書</p>	
<p>2 完了時</p>		
<p>○製造物含む ・完了届け ・土壌検査結果 （一定量毎）</p>	<p>○製造物含まず ・完了届</p>	

## (参考2) 特定事業の手続き

### 【許可申請】

- 対象 特定事業  
埋立て等を行う区域の面積が3千平方メートル以上であるもの  
(※適用除外 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業)
- 義務者 特定事業を行おうとする者
- 内容 氏名、名称、住所、位置、面積、事務所、現場管理責任者、期間、土砂等の量、施行中の災害防止措置、完了後の構造、土砂等の搬入計画(採取予定場所、量)など

### 【許可】

- 許可基準
- 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのないこと
  - 特定事業の施行を管理するために必要な体制が整っていること
  - 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないこと
  - 土砂等の崩落等による災害の発生防止措置(施行中、事業完了後)

←----- 【変更許可申請→変更許可】

### 【着手の届出】

- 環境基準に適合しない土砂等の埋立て等、災害発生等のおそれへの対応
- 【土砂等の搬入の届出】
    - 土砂等の採取場所を証する書面を添付
    - 土砂等が環境基準に適合していることを証する書面を添付  
(製造物等を含む土砂等を使用した場合に限る)
  - 【帳簿(施行管理台帳)の記載】
    - 土砂等の数量等の記載
  - 【報告の徴収、立入検査等】
    - 条例施行に必要な限度において
  - 【土壤検査結果の報告】
    - 完了時の土壤検査結果の報告  
(製造物等を含む土砂等を使用した場合に限る)
  - 【措置命令】
    - 土壤汚染防止、災害発生防止のため緊急の必要があるとき
    - 無許可で特定事業を行ったとき
  - 【許可取消し、特定事業停止命令】
  - 【罰則】
    - 1年以下の懲役又は百万円以下の罰金
    - 50万円以下の罰金
    - 30万円以下の罰金

### 【完了の届出】

廃対第 345 号の 2  
平成18年12月28日

社岐阜県産業環境保全協会理事長 様

岐阜県環境生活部長

### 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの 取扱いについて（通知）

このことについては、平成18年6月19日付け廃対第132号で通知し、当該取扱いの施行日については追って通知するものとしたところです。

今般、当該取扱いを平成19年4月1日から施行することとし、安定型産業廃棄物最終処分場の設置者に対して通知しましたのでご承知願います。

※平成18年6月19日付け廃対第132号で通知した内容は下記の通りです。

環廃産発第060601001号  
平成18年6月1日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

### 廃石膏ボードから付着している紙を除去したものの 取扱いについて（通知）

廃石膏ボードから付着している紙を取り除いたものについては、平成10年7月16日付け環水企第299号環境庁水質保全局長通知（以下「平成10年局長通知」という。）により、安定型最終処分場に埋め立てることが可能であることとされているところであるが、その後の新たな科学的知見により、紙を除去した後でも、これに含まれる糖類が硫化水素産生に寄与し、安定型最終処分場への埋立処分を行った場合、高濃度の硫化水素が発生するおそれがあることが明らかになったことから、廃石膏ボードから紙を除去したものについても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施

行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第3号イ(4)の廃石膏ボードとして取り扱うこととしたので、下記事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。ただし、最終処分場の混乱を避けるため、周知期間を設け、十分な周知を行った上で当該取扱いを行うこと。

なお、上記知見に関しては、国立環境研究所研究報告第188号「安定型最終処分場における高濃度硫化水素発生機構の解明ならびにその環境汚染防止対策に関する研究」（独立行政法人国立環境研究所ホームページ（<http://www.nies.go.jp/kanko/kenkyu/pdf/r-188-2005.pdf>））を参照されたい。

## 記

### 1 平成10年局長通知の一部改正

平成10年局長通知を次のように改正すること。

「第一 安定型産業廃棄物の見直し（廃掃令第6条第1項第三号イ及びロ）1 安定型廃棄物の範囲の見直し」のうち、以下の部分を削る。

「また、石膏ボードについては、紙が付着しているため安定型産業廃棄物から除外することとしたものであり、付着している紙を取り除いた後の石膏については、従来どおり安定型最終処分場に埋め立てることが可能であること。」

### 2 搬入管理の徹底

既存の安定型最終処分場についても、本通知に基づき、今後の埋立てに当たっては、平成10年局長通知第一の2「混入又は付着の防止措置」に従い、搬入管理の徹底を図ること。

### 3 既に廃石膏ボードから紙を取り除いたものが埋め立てられている安定型最終処分場に対する措置

平成10年局長通知等に基づき、既に廃石膏ボードから紙を取り除いたものが埋め立てられている安定型最終処分場については、埋立地内部の水分量を少なくすることが硫化水素発生の抑制対策となることから、雨水の浸入を防ぐため、覆土（硫化水素と反応しやすい遊離鉄等を多く含む土材が望ましい。）の徹底を図ること。

また、異臭等の発生により、硫化水素の発生が認められた際には、平成12年9月6日付け生衛発第1362号厚生省生活衛生局水道環境部長通知（「安定型最終処分場における硫化水素対策について」）に基づき、ガス抜き管の設置等必要な措置を講じられたい。

---

（注）… 平成18年6月19日付け廃対第132号環境生活部長通知について、会員の皆様へは平成18年6月20日付けでお知らせいたしましたので、念のため申し添えます。（保全協 News 第76号（平成18年6月27日発行）にて送付。）  
（社）岐阜県産業環境保全協会

## 「岐阜県優良建設廃棄物選別資源化センター」 認定（第1号）について

岐阜県飛騨振興局環境課

県内の廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るための措置として、建設廃棄物の分別と再資源化を促進するために、優良な建設廃棄物選別資源化センターを認定する岐阜県独自の制度が創設され、飛騨振興局管内の(有)丸武産業リユースクリーンセンターが「岐阜県優良建設廃棄物選別資源化センター」第1号として認定されました。

今後、飛騨振興局においても、管内での建設廃棄物の分別、再資源化の向上を図るため、認定要件に適合した施設の普及指導に努めていきます。

### 認定施設

- 1 認定年月日 平成18年10月16日(月)
- 2 認定された優良建設廃棄物選別資源化センター  
 名称：有限会社 丸武産業リユースクリーンセンター  
 住所：高山市丹生川町町方3480番地1  
 ホームページアドレス：<http://www.marutakesangyo.jp/>



### 3 主な施設の特長

#### ○建設混合廃棄物を選別するための施設

破砕・分別施設：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード）

破 砕 施 設：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

圧縮梱包施設：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず

選 別 施 設：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず  
 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

○選別施設等主な施設は建屋内に設置され、粉じん等が外部に飛散、流失しない構造となっている。

○処理については、原則、排出量が排出定量（1車単位）になった時点で搬出し、また、月に1回それぞれのストックヤードを空にするよう先入れ先出しが徹底されている。

○建設混合廃棄物の選別率は98.76%（数量把握対象期間H17.12.16～H18.6.15）と認定要件の90%を大きく上回っている。

### 4 その他

- ・認定施設の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/yuuryoukensetsu/nintei01.htm>

#### (参 考)「岐阜県優良建設廃棄物選別資源化センター」の主な認定要件

- ① 破碎施設・機械選別施設・手選別施設のいずれも有していること。
- ② 分別できる廃棄物の種類が7種類以上であること。
- ③ 建設混合廃棄物の受入量を正確に把握及び管理されていること。
- ④ 建設混合廃棄物の先入れ先出し（受け入れた廃棄物毎に早期に処理）が行われていること。
- ⑤ 排出時における廃棄物等の量、処理の把握及び管理がされていること。
- ⑥ 処理委託先及び販売先について、年2回以上実施検査が行われていること。
- ⑦ 年2回、悪臭、騒音、振動、粉じん、排水について、測定を実施していること。
- ⑧ 会社の事業内容等、積極的に情報公開を行っていること。
- ⑨ 建設混合廃棄物の6ヶ月の平均選別率が90%以上または平均再資源化率が70%以上であること。
- ⑩ 全経常損益が3年連続赤字でなく、経営状態が良好であること。
- ⑪ 事故時の対応等組織体制が整備されていること。
- ⑫ 従業員に対する作業環境対策（集じん装置・マスク・吸排気等）が講じられていること。



委員現地審査模様



認定証授与模様

## わがまちの産業廃棄物問題と対策



「循環型社会をめざして

—廃棄物の減量化、資源化、適正処理への取り組み—

高山市長 土 野 守

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆さまには、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃は、当市の廃棄物行政及び産業廃棄物の適正処理につきまして、格別のご尽力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

当市は、一昨年2月に近隣9町村と合併し、東京都にほぼ等しい面積の日本一広い都市となりました。この合併により歴史的文化資源のほかに、多くの自然資源や温泉資源を有することとなり、滞在型、体験型、周遊型観光地として四季を通じて一層楽しんでいただける地域となったところであります。

そうした中、昨年11月には、高山市が昭和11年に市制を施行しましてからちょうど70周年を迎えたところでありますが、これまでの発展の歴史を礎に「やさしさと活力にあふれるまち飛騨高山」の実現をめざし、今後も引き続き「誰もが住みよさを実感し、安全で、安心して、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリーのまちづくり」を推進してまいり所存であります。

さて、当市の廃棄物への対応につきましては、循環型社会の構築に向け、一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化や資源化、あるいは適正処理に対して積極的に取り組んでいるところであります。特に、資源化施策として、平成4年度からは「シール制」を実施するとともに、容器包装リサイクル法の施行に伴う分別・資源化の完全実施や、生ごみ資源化への助成、不用品の再使用、蛍光管・乾電池の資源化など、市民の皆様とともに廃棄物の資源化に取り組んでおります。

廃棄物の適正処理にあたっては、焼却施設の円滑な維持管理に努めるとともに、平成16年度には、最新の最終処分場を整備し廃棄物を適正に処理しているところであります。

また、産業廃棄物につきましては、この地域に産業廃棄物の処理施設が極めて少ないことから、条例で規定する産業廃棄物については、中間・最終を問わず当市の施設で併せて処理をしてきたところでありますが、排出者責任の浸透に加え、地域内に民間の産業廃棄物資源化施設がいくつか整備された結果、市の処理施設へ搬入される産業廃棄物の量は平成12年度に約13,000トンであったものが、平成17年度には約1,700トンにまで激減いたしました。

これもひとえに、貴協会並びに関係各位のご尽力の賜ものと心から感謝申し上げる次第であります。

貴協会におかれましては、これからも圏域内の廃棄物の適正処理に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

## 社団法人全国産業廃棄物連合会に要望書を提出

社団法人全国産業廃棄物連合会中部地域協議会(会長 (社)愛知県産業廃棄物協会 近藤成章)においては、平成18年7月19日に静岡市で開催された中部地域協議会の中で、「産業廃棄物処理業者の欠格要件制度とその運用に関する要望書」がとりまとめられました。この要望書は、同年7月31日付けで全国産業廃棄物連合会へ提出されましたので、ここにその全文をご報告致します。

(社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会

平成18年7月31日

(社)全国産業廃棄物連合会  
会長 國中賢吉様

中部地域協議会  
会長 近藤



### 中部地域協議会における要望事項の提出について

拝啓 盛夏の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は中部地域協議会の運営にご指導、ご鞭撻をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、平成18年7月19日に開催した中部地域協議会において、全国産業廃棄物連合会への要望事項を取りまとめましたので送付致します。

何卒、特段のご配慮をお願いを申し上げます。

## 産業廃棄物処理業者の欠格制度とその運用の改善に関する要望書

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）の業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14の3の2の規定により、一定の要件に該当する場合は「その許可を取り消さなければならない」とされています。

この取り扱いについては、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から平成17年8月12日付けで「行政処分の指針について（通知）」が発せられ、趣旨の徹底が図られました。これによって、処理業者は、企業活動だけでなく、役員や使用人は業務や私生活でも絶対的な法令遵守が求められることになりました。

その結果、処理業者は、例えば1人の役員の業務性のない軽微な違法行為でも、その役員の属する処理業の企業の「業の許可の取り消し」につながり、この結果、何十年も社会に貢献してきた企業を倒産に追い込み、従業員・役員とその家族が生活の糧を失う結果にもつながることになります。

この処理業者の欠格要件制度とその運用は、処理業者にとって極めて厳しいもので、他の業界と比較して著しく不利益、不平等な取り扱いであるといわざるを得ません。

そこで、この処理業者の欠格要件制度とその運用の改善を次のような点で国に要望していただきますようお願い申し上げます。

- 1 役員、役員に準ずる者等の欠格要件該当を直ちにその法人に適用しないように改正すること。
- 2 欠格要件の基となる役員、役員に準ずるもの等の反社会的行為については、殺人、強盗、放火、誘拐等の凶悪犯を除き、原則として処理業者としての業務性を必要とすることに改めること。  
つまり、軽微にして法人の業務性に無関係な行為については、法人の欠格事由には該当しないという規定を設けること。
- 3 役員に準ずる者の取扱いに当っては、経営参画の実態を十分加味したものとすること。

(社)岐阜県産業環境保全協会

## ○後藤利夫氏（当協会副理事長） 環境大臣表彰受賞



当協会副理事長の後藤利夫氏（岐阜県家庭紙工業組合理事長）が、平成18年度産業廃棄物関係事業功労者として、栄えある環境大臣表彰を受賞さ

れました。

当協会は、第3回理事会において記念品を贈呈し、その栄誉をお祝いしました。

## ○平成18年度第3回理事会の開催

平成18年度第3回理事会が、12月13日(水)午後3時30分から岐阜市内の「岐阜都ホテル」で開催されました。

この理事会においては次の5議案が審議され、いずれの議案も全会一致で原案通り可決・承認されました。

第1号議案 平成18年度収支補正予算について

第2号議案 社団法人岐阜県産業環境保全協会慶弔見舞金支給規程の一部改

正について

第3号議案 社団法人岐阜県産業環境保全協会表彰要綱の一部改正について

第4号議案 委員会委員の選任について

第5号議案 新規加入会員の承認について

また、報告事項として、委員会開催結果や電子マニフェストモデル事業中間報告について説明がありました。

## ○古田・県廃棄物対策課長の講話

平成18年12月13日に開催された第3回理事会の終了後、古田・県廃棄物対策課長に約30分の講話をお願いしました。

古田課長からは、財団法人地球環境村ぎふの解散を受けて今年度設置された「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」（委員長堀内幸次・岐阜大学教授）の状況を紹介しながら産業廃棄物行政の課題等について話していただきました。

この検討委員会は、今までに3回開催されており、当協会の中本理事長も委員の一人に委嘱されていましたが、健康上の理由により11月からは後藤副理事長に交代となっています。

## ○委員会の開催

### 第3回広報編集委員会

平成18年11月2日(木)午後1時30分から岐阜市内の岐阜県水産会館で開催され、次の事項について審議されました。

1. 保全協会報「ぎふ環境保全」第69号の編集方針について
2. その他



第3回理事会

### ○ 新委員の紹介

平成18年12月13日開催の第3回理事会において、総務委員会委員 杉山禎男氏（賛助会員、恵那地域産業廃棄物処理推進協議会長）の退任に伴い、後任として江頭 誠氏（賛助会員、恵那地域産業廃棄物処理推進協議会長）の選任が承認されました。

### ○「産業廃棄物処理施設の視察」の実施



処理施設視察

例年は県外の処理施設を視察していますが、本年は県内の処理施設をということで、本巣市の「住友大阪セメント(株)岐阜工場」(当協会正会員)を視察させて

いただきました。

10月31日(火)午前9時に総勢79名を乗せたバス2台は、秋晴れのもと水産会館前を出発しました。

住友大阪セメント(株)では、大会議室で概要説明を受けた後、工場内を見学しました。廃タイヤ等の原・燃料化を実践しているという巨大なプラントには圧倒されました。

午後には、揖斐川町の徳山ダム建設工事の「現場見学」をしました。

展望台からは、ちょうど試験湛水が始まっ

ていて「沈みゆく徳山村」の様子が一望できました。これからも適当な施設があれば、県内の視察を計画していきたいと考えています。

### ○「産業廃棄物関係法令等研修会」の開催

平成18年11月22日(水)午後1時から岐阜県県民ふれあい会館大会議室で、会員150名の参加を得て、研修会を開催しました。



150名が参加して行われた法令等研修会

研修内容は、行政側の講師として、県廃棄物対策課・西塔剛主任技師及び不法投棄監視課・水田三千夫課長補佐から、平成18年度廃棄物処理法改正関係や電子マニフェスト普及啓発さらには不法投棄の現状について説明していただきました。その後、当日のメインである「欠格要件制度と判例」について全産連顧問弁護士でもある芝田稔秋氏から講義をしていただきました。具体的事例を挙げながらのわかりやすい講義に、参加者は真剣に聞き入っていました。

### 社全国産業廃棄物連合会

### ○産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催（第5回）

平成18年11月28日(火)、福岡市内の「ホテル



環境大臣表彰式

日航福岡」で「産業廃棄物と環境を考える全国大会」（主催：(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、(財)産業廃棄物処理事業振興財団）が開催され、当協会からは、後藤副理事長と種田専務理事が出席しました。大会に先立ち、環境大臣表彰式典が行われ、全国13名の受賞者の一人として、当協会の後藤利夫副理事長が受賞されました。



基調講演する環境省木村祐二課長

大会は基調講演とパネル討論会から構成され、最初に「産業廃棄物行政の現状と課題」と題して、環境省産業廃棄物課長・木村祐二氏の基調講演がありました。

続いて「循環未来／3R時代の人づくり」をテーマにパネル討論会が行われました。

今回の大会では、標記テーマのもと、行政担当者、事業者、学識経験者、市民等の各界の人々と一緒に、3R推進の鍵となる産業廃

棄物を支える「ひと」の問題について考えていきたいという主旨で行われました。

パネリスト等は、次の方々です。

○コーディネーター

伊藤 洋（株式会社地圏環境テクノロジー技術開発部長）

○パネリスト

木村 祐二（環境省産業廃棄物課長）

角 敬之（福岡県環境部長）

瓜生 道明（九州電力(株)環境部長）

梅田 佳暉（(社)福岡県産業廃棄物協会会長）

## (社)三重県産業廃棄物協会 設立15周年記念大会の開催

(社)三重県産業廃棄物協会設立15周年記念大会が、平成18年11月17日(金)に三重県四日市市内の「プラトンホテル」で盛大に開催されました。

当協会からは、清水副理事長と種田専務理事が出席しました。

## 適正処理委員会が巡回指導・ パトロールを実施

適正処理委員会（粥川長司委員長）が、今年度の新規業務として計画した産業廃棄物に係る巡回指導・パトロールを2回実施しまし



適正処理委員会による

た。

これは、適正処理委員会委員が、会員の産業廃棄物処理施設を訪問指導・調査し、適正処理の一層の向上を目指すとともに、目的地周辺を適宜、パトロールしようというものです。今年度は、岐阜圏域と西濃圏域で実施しましたが、訪問した会員施設はいずれも適正処理を心がけておられ、委員が逆に勉強させてもらう結果となりました。また、移動に当たっては、車のドアに表示板を貼り付け業務内容がわかるようにしました。その状況は、次のとおりです。

**岐阜圏域** 11月7日(火)実施

- ◆チーム編成  
竹中副委員長、石田委員、種田専務理事
- ◆訪問した会員施設  
本巣市 (株)美濃環境保全社

**西濃圏域** 12月7日(木)実施

- ◆チーム編成  
粥川委員長、木村副委員長、石田委員、種田専務理事
- ◆訪問した会員施設  
大垣市 日江環境開発(株)  
大野町 (有)河野組



巡回指導・パトロール

**産業廃棄物処理関係講習会の開催結果**

(平成18年10月から12月までの実施分)

産業廃棄物処理関係の講習会は、10月から12月までの間に3回開催されました。会場はいずれも岐阜県県民ふれあい会館で、受講者は、それぞれ、次のとおりです。

◆産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (新規・収集運搬課程)

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
10月25日 ～26日	120	128	7	121

◆特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
11月8日	120	125	3	122

◆産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会 (更新・収集運搬課程)

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
11月9日	120	128	9	119

# お知らせ

## 新規加入会員の紹介

平成18年12月13日に開催された第3回理事会で次のとおり新規会員が承認されました。

### 【正会員】

会 員 名 代 表 者 名	住 電 話 番 号 電 話 番 号	業 の 区 分	備 考
株式会社 エスピーシー中国漢方 代表取締役 土屋重則	〒509-1105 加茂郡白川町河岐719 ☎0574-72-2333	収集運搬業 中間処理業	再 加 入
株式会社 新晃 代表取締役 北川元生	〒503-2124 不破郡垂井町宮代2253-1 ☎0584-22-0404	収集運搬業	
丸武産業 有限会社 代表取締役 堀 隆 男	〒501-0232 穂積市野田新田4149-19 ☎058-327-0026	収集運搬業	

### (参 考) 会員の状況

会員区分	9月6日現在	入 会 数	退 会 数	12月13日現在	増 減
正 会 員	380	3	11	372	△8
賛助会員	107	0	0	107	0
特別会員	2	—	—	2	—
合 計	489	3	11	481	△8

## 岐阜県の人事異動（関係分）

岐阜県の11月20日付け人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

### ◇環境生活部

現 職 名	転 入 者	転 入 前 職 名	前 任 者	転 出 先 職 名
部 長	横井 篤	農 政 部 長	猿渡要司	産 業 労 働 部 長

## ＜ 協会への入会のおすすめ ＞

### —— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎ 入 会 金    正 会 員                    10,000円

◎ 会 費    正 会 員 月 額 10,000円  
             賛 助 会 員 年 額 30,000円

◎ 入会方法            入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

### 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

○当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」に、ご記入いただきます。）

○発送により購入する。（FAXによる注文）

### 発送を希望される方へのご案内

- 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
- 代金の支払いについて 送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払込取扱票」により、到着日を含め10日以内に振込みください。
- 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。

☆ 産業廃棄物管理票（(社)全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

### 【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

（担当：村瀬）

TEL 058 (272) 9293

FAX 058 (272) 6764

社岐阜県産業環境保全協会 御中  
FAX 058-272-6764

\* No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No. \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購 入 申 込 書

次のとおり購入しますので申し込みます。

（単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入）

管理票（マニフェスト）の区分	種 類	単価(円)	数 量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単 票	2,500	箱
	連 続 票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単 票	3,000	箱
	連 続 票	15,000	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A 5 版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議 会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A 4 版 34ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名又は  
取扱責任者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

F A X 番 号 \_\_\_\_\_

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

※事務局記入欄

支払	振 込 No
方法	現 金
整 理	

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村 清 晴

副委員長 山口 繁

委員 大野 安 一

中尾 勝

加藤 宏

野々村

川合 清 和

清 松田 康 利

編集後記

昨年9月、安倍新政権が発足しました。何事にも派手な振る舞いの多かった小泉さんに比較して地味な点が今一つ人気が出ないところであるが、今後の活躍が期待されます。

安倍首相の政策理念の一つに、「美しい国づくり」というのがありますが、抽象的な表現でよくわからないと評判がよくありません。しかし、わが国をどのような国にしたいかということ、政治家として一口で表現したと考えれば実に素晴らしい発想ではないだろうか。

具体的な施策は、これから順次出されてくるであろうが、我々業界に当てはめればこんなように考えてはどうだろう。

「廃棄物をきれいに始末する」日本にする。

最近の企業には、経営合理化と称して人員の削減や廃棄物の他人任せを当然の行為と考えて運営されている会社が見受けられます。失業者や低い賃金の人たちを増やして企業は発展すると考えているのでしょうか。

廃棄物処理のコストを削れば、自然の成り行きとして環境は汚染され、その対策に莫大な税金が投入されることになります。企業は、廃棄物を出す時点において、しっかりと「始末」することが、税金の無駄遣いを無くし、自然豊かなわが国「日本」での繁栄が約束されることを知るべきである。

今年こそ、こころを一つにして「美しい日本」を目指して頑張りましょう。

【言葉の宝石箱】

「燦く一言」青木盛栄

相手が動物だと想うから、あれこれといがみ合い、噛み付き合うのだ。

互いを神様だと想い祈る気持ちで感謝してみよ。争いは無い。

記 Y. O

平成19年1月15日発行

第69号

編集 社団法人岐阜県産業環境保全協会  
発行

理事長 中本 貞実

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番地12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「集団扱」自動車保険  
3つのメリット

◎保険料が  
最大10%もお得

◎ご契約時には  
キャッシュレスで

◎お申し込み日  
から安心



日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 折笠 TEL<058>253-9822

クリーンな社会づくりをめざす  
21世紀のパイオニア

とし わ  
**寿和工業株式会社**

**環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）**

廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

**業務内容**

**産業廃棄物**

- 溶出試験
- 含有試験

**水質**

- 地下水 ● 湖沼水
- 河川水 ● 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

**土壌**

- 底質
- 田、畑土、など

**肥料**

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

**臭気**

**土壌汚染状況調査**

- H15.1.20 環境大臣指定調査機関指定  
指定番号 環2003-1-145

**産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）**

**産業廃棄物処理業**

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油 (タールピッチ) ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

**特別管理産業廃棄物処理業**

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ  
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ  
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

**建設業**

**砂利、砂、碎石の製造販売**

**環境関連機器販売**

**排出業者の皆様**

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、何なりと、下記までご連絡ください。

本社 / 〒509-0214 岐阜県可児市広見1丁目47番地  
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

# タカイ商事株式会社

## 産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

### 許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

## 積替保管

(岐阜県)

### 許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

### 許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は  
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takai@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

## 企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は  
私たちの使命です

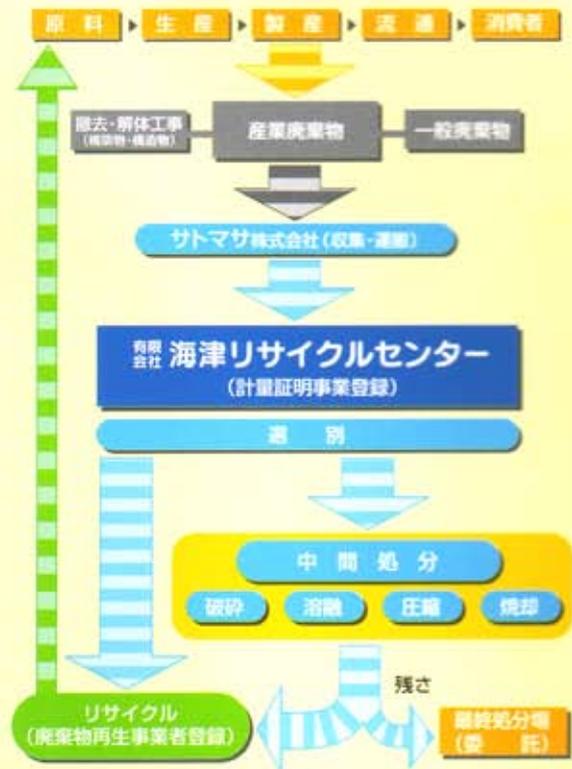


# 有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



### 〈加盟団体〉サトマサグループ

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県解体・建廃事業協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター  
〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434  
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社  
〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26  
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : [info@satomasa.co.jp](mailto:info@satomasa.co.jp)



社団法人 岐阜県産業環境保全協会